

第45回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社ハイデイ日高

開催日時

2023年5月24日(水曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項
議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

株式会社ハイデイ日高

証券コード：7611



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7611/>



株主各位

証券コード 7611
2023年5月8日
(電子提供措置の開始日2023年5月1日)
埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目118番地
株式会社ハイデイ日高
代表取締役社長 青野 敬成

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページの「議決権行使についてのご案内」をご検討いただき、2023年5月23日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hiday.co.jp/ir/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7611/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハイデイ日高」または「コード」に当社証券コード「7611」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1 日 時	2023年5月24日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2 場 所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階) (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) お土産及びお飲み物の提供はございません。
3 目的事項	<p>報告事項 第45期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)事業報告及び計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件</p>
4 議決権行使の 取り扱いについて	<p>(1) 書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人としてその議決権を行使いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。</p> <p>(4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を当社にご通知ください。</p>

以 上

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会社法改正により、電子提供措置事項については、1 ページ記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。


当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトによる旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年5月24日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年5月23日（火曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年5月23日（火曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1.	
2.	
3.	
4.	

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

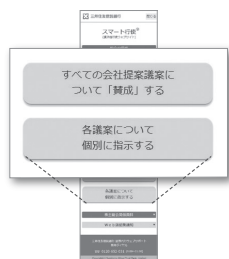
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

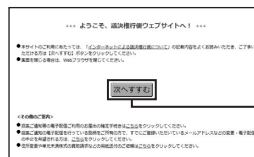
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を行使することを通じて、取締役会の監督機能を強化して、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及びさらなる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

(2)当社は、業務執行に係る迅速かつ果敢な意思決定を図るとともに、その実行を効率的に進めるため、執行役員制度を導入しております。定款において執行役員の位置付けを明確化し、業務執行体制の一層の機動的・効率的な運営を図るものであります。

(3)剰余金の配当等について、引き続き、取締役会で決定することに加え、株主様からのご提案がある場合には株主総会で決定できるよう定款の変更を行うものであります。

(4)株主名簿管理人に関する事項及び株式取扱規程を、取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定めることができることを明らかにする変更を行うものであります。

(5)以上の変更に伴い、字句の修正・削除、条文の新設及び条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 〈条文省略〉 (機関)	第1条～第3条 〈現行どおり〉 (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人

現行定款	変更案
<p>第5条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 〈条文省略〉 (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 〈条文省略〉</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 〈条文省略〉 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 〈条文省略〉</p> <p>3 〈条文省略〉</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 〈現行どおり〉 (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 〈現行どおり〉</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 〈現行どおり〉 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 〈現行どおり〉</p> <p>3 〈現行どおり〉</p> <p><u>4 法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p><u>5 前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第21条 〈条文省略〉 (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 〈条文省略〉 (新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 〈条文省略〉 (新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第21条 〈現行どおり〉 (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 〈現行どおり〉 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 〈現行どおり〉 (執行役員)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(補欠監査役の予選決議の有効期間)</p> <p>第30条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会規則)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 〈条文省略〉 (報酬等)</p> <p>第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>39</u>条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>40</u>条 〈条文省略〉 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>41</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議</u>により定める。</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>43</u>条 〈条文省略〉 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 〈現行どおり〉 (報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>35</u>条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>36</u>条 〈現行どおり〉 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>37</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議</u>により定めることができる。</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 〈現行どおり〉 (附則)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第45回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	神田 正 <small>かんだ ただし</small>	代表取締役 執行役員会長	再任
2	青野 敬成 <small>あおの ひろしげ</small>	代表取締役 執行役員社長	再任
3	吉田 信行 <small>よしだ のぶゆき</small>	取締役 常務執行役員 行田工場長	再任
4	加瀬 博之 <small>かせ ひろゆき</small>	取締役 執行役員 営業部長	再任
5	赤地 文夫 <small>あかち ふみお</small>	社外取締役	再任 社外 独立
6	石田 徹 <small>いしだ とおる</small>	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かん だ 正
神田 正

再任

生年月日

1941年2月20日

所有する当社の株式数

5,556,833株

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

2

あお の ひろ しげ
青野 敬成

再任

生年月日

1974年4月3日

所有する当社の株式数

36,053株

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1973年2月 中華料理来来軒開業
1978年3月 (有)日高商事設立、代表取締役社長
1983年10月 同社を改組し、(株)日高商事（現(株)ハイデイ日高）設立、代表取締役社長
2006年5月 当社代表取締役社長（兼）執行役員社長
2009年5月 当社代表取締役（兼）執行役員会長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社創業以来の豊富な業務経験と外食産業の経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、当社における地位及び担当

1999年4月 当社入社
2016年5月 当社営業部長
2017年5月 当社執行役員営業部長
2018年9月 当社執行役員営業管理部長
2019年2月 当社執行役員営業管理部長兼情報システム室長
2019年5月 当社取締役執行役員営業管理部長兼情報システム室長
2022年5月 当社代表取締役（兼）執行役員社長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

よし だ のぶ ゆき
吉田 信行

再任

生年月日

1955年10月25日

所有する当社の株式数

18,966株

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2004年1月 当社入社営業企画部長
2007年6月 当社執行役員営業企画部長
2007年9月 当社執行役員営業部長
2011年6月 当社執行役員行田工場長
2014年5月 当社取締役執行役員行田工場長
2016年5月 当社取締役常務執行役員行田工場長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

食品製造・品質保証・生産技術部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

か せ ひろ ゆき
加瀬 博之

再任

生年月日

1975年9月21日

所有する当社の株式数

6,146株

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1996年4月 当社入社
2013年5月 当社執行役員地区長
2014年7月 当社執行役員営業部長
2017年5月 当社取締役執行役員営業部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 5

あか ち ふみ お
赤地 文夫

再任

社外

独立

生年月日

1953年4月1日

所有する当社の株式数

1,100株

取締役会出席状況

13/14回

候補者番号 6

いし だ とおる
石田 徹

再任

社外

独立

生年月日

1954年5月15日

所有する当社の株式数

200株

取締役会出席状況

10/10回

略歴、当社における地位及び担当

1972年8月 三国コカ・コーラボトリング(株)入社
2004年3月 同社取締役常務執行役員営業本部長
2009年3月 同社取締役専務執行役員営業本部長(兼)東支社長
2012年10月 同社取締役副社長執行役員経営戦略本部長
2013年7月 コカ・コーライーストジャパン(株)取締役
2014年1月 同社取締役常務執行役員営業本部広域法人営業統括部長
2016年6月 (株)極楽湯(現(株)極楽湯ホールディングス) 社外取締役
2018年5月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、また、社外取締役として経営の監督と経営全般への助言などを行っていただいております。当社取締役として適任であると判断しております。引き続きこれらの役割を期待して、社外取締役候補者としております。

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 日興証券(株)(現SMB C日興証券(株))入社
2000年7月 (株)三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))経営戦略本部IRコンサルティング室長兼プリンシパル
2006年6月 (株)阪神調剤薬局取締役管理本部長兼経営企画部長
2012年5月 (株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長(現任)
2022年5月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社等複数の企業における経営経験並びに十分な経営能力を有し、また、社外取締役として経営の監督と経営全般への助言などを行っていただいております。当社取締役として適任であると判断しております。引き続きこれらの役割を期待して、社外取締役候補者としております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤地文夫氏及び石田徹氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、赤地文夫氏及び石田徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 赤地文夫氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年間であります。
5. 石田徹氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間であります。
6. 当社は、赤地文夫氏及び石田徹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。各候補者が取締役に就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議のうえ、更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位等	属性		
1	しよ や みち お 渋谷 道夫	当社社外監査役 三優監査法人独立第三者委員 神奈川中央交通(株)社外取締役 (監査等委員)	新任	社外	独立
2	こ やま しげ かず 小山 茂和	当社社外監査役	新任	社外	独立
3	おくむら た く み 奥村太久実	むさしの税理士法人代表社員 エムティジェネックス(株)社外取締役 (監査等委員)	新任	社外	独立

新任
 新任取締役候補者
 社外
 社外取締役候補者
 独立
 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

しよ や みち お
渋谷 道夫

新任

社外

独立

生年月日

1945年6月5日

所有する当社の株式数

—

監査役会出席状況

10/10回

略歴、当社における地位及び担当

1972年9月 公認会計士登録
1974年4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社
1991年5月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
2000年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）常任理事
2010年6月 ㈱ビジネスブレイン太田昭和社外監査役
2015年6月 ㈱新生銀行（現㈱SBI新生銀行）社外監査役
2017年12月 三優監査法人独立第三者委員（現任）
2020年5月 当社社外監査役（現任）
2020年6月 神奈川中央交通(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

三優監査法人独立第三者委員
神奈川中央交通(株)社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験や、事業会社における監査役及び監査等委員としての経験を活かし、当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。財務・会計の専門家としての経験と幅広い知見を基に当社の経営全般に対して、独立かつ公正な立場で監督、助言等をいただくことを期待しております。

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 ㈱日本長期信用銀行（現㈱SBI新生銀行）入行
2000年6月 ㈱新生銀行（現㈱SBI新生銀行）仙台支店長
2002年12月 ㈱新生銀行（現㈱SBI新生銀行）本店営業第九部長
2004年10月 ㈱ベネフィット・ワン常務取締役経営管理部門兼IT部門担当役員
2012年7月 ㈱リブ・マックス常務取締役CFO兼経営管理部門長
2019年11月 水町メディカルグループ水町クリニック事務総長
2020年5月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関における長年の業務経験や事業会社の経営を通じて培われたキャリアを活かし当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。金融機関や事業会社における豊富な経験と知見を基に当社の経営全般に対して、独立かつ公正な立場で監督、助言等をいただくことを期待しております。

候補者番号 2

こ やま しげ かず
小山 茂和

新任

社外

独立

生年月日

1956年8月20日

所有する当社の株式数

1,000株

監査役会出席状況

10/10回

候補者番号 **3**

おくむら たくみ
奥村 太久実

新任

社外

独立

生年月日

1962年10月30日

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)SBI新生銀行) 入行
2004年3月 奥村税理士事務所設立
2008年9月 **むさしの税理士法人代表社員(現任)**
2022年6月 **エムティジェネックス(株)社外取締役(監査等委員)(現任)**

重要な兼職の状況

むさしの税理士法人代表社員
エムティジェネックス(株)社外取締役(監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

税理士としての高度な専門的知識に基づく経営コンサルタントの豊富な経験を活かし、当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。税務や経営の専門家としての豊富な経験と知見を基に当社の経営全般に対して、独立かつ公正な立場で監督、助言等をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 渋谷道夫氏、小山茂和氏及び奥村太久実氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。各氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は各氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は渋谷道夫氏及び小山茂和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 奥村太久実氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議のうえ、更新する予定であります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

【ご参考】 本総会終了後の取締役のスキルマトリックス(予定)

第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

	氏名	属性	特に専門性を発揮できる分野							
			企業経営・ 経営戦略	店舗運営・ 営業	マーケティング	製造・ 品質管理	IT・ 技術	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計	人事・ 労務
取締役候補者	神田 正		○	○	○					
	青野 敬成		○	○	○		○			
	吉田 信行		○			○				
	加瀬 博之		○	○	○					
	赤地 文夫	【社外】	○		○	○				
	石田 徹	【社外】	○	○					○	○
	渋谷 道夫	【社外】							○	
	小山 茂和	【社外】	○				○	○	○	○
	奥村 太久実	【社外】	○					○	○	

※候補者の有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ろく がわ ひろ あき
六川 浩明

新任

社外

独立

生年月日

1963年6月10日

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

- 1997年4月 弁護士登録
堀総合法律事務所入所
- 2002年6月 Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）入所
- 2007年4月 東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（現ベーカー&マッケンジー法律事務所）入所
首都大学東京産業技術大学院大学（現東京都立産業技術大学院大学）講師（現任）
- 2008年4月 小笠原六川国際総合法律事務所代表弁護士
- 2009年3月 (株)船井財産コンサルタンツ（現(株)青山財産ネットワークス）社外監査役（現任）
- 2012年4月 東海大学大学院実務法学研究科特任教授
(株)ツナグ・ソリューションズ（現(株)ツナググループ・ホールディングス）社外取締役（現任）
- 2020年9月 Abalance(株)社外取締役（監査等委員）（現任）
(株)夢真ビーネックスグループ（現(株)オープンアップグループ）社外監査役（現任）
- 2021年4月
- 2022年4月 内幸町国際総合法律事務所代表弁護士（現任）
- 2022年6月 明治機械(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

内幸町国際総合法律事務所代表弁護士
明治機械(株)社外取締役（監査等委員）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制強化に活かしていただければと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。企業法務に関する経験及び知見を基に当社の経営全般に対して独立かつ公正な立場で監督、助言等をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 六川浩明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 3. 六川浩明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。六川浩明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議のうえ、更新する予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、一事業年度における取締役の報酬額について固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）、変動枠として当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円、下限マイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、変動枠として当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円とし、社外取締役には支給しない）といたしたいと存じます。

本議案の内容は取締役へ報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役は3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額40百万円以内といたしたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」についてご承認いただきますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

(提供書面)

当社は連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大と沈静化を繰り返すなか、行動制限が緩和されたことで緩やかに回復し、個人消費は持ち直してきました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、為替相場の円安の影響、原材料価格やエネルギー価格、運送費の高騰、物価上昇が続くことで消費マインドの冷え込みが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、コロナ禍での生活習慣の変化、人手不足による人件費関連コストの上昇が続き、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の中ではありますが、当社は「美味しい料理を真心込めて提供します」を経営理念とし、「お客様に美味しい料理を低価格で提供し、ハッピーな一日（ハイデイ）を過ごしていただく」、このことを基本姿勢とし、新商品の投入、新規出店を行うことで、より多くのお客様に美味しい料理を提供させていただくことに注力いたしました。首都圏600店舗体制に向けて安定的な新規出店、サービス水準の向上に向けた取り組みや新商品の投入などを行い、業容拡大を図ってまいります。

店舗展開につきましては、15店舗出店（東京都5店舗、埼玉県5店舗、千葉県2店舗、神奈川県1店舗、茨城県1店舗、群馬県1店舗）、退店・FC移行が17店舗となりましたので、当事業年度末の直営店舗数は440店舗となりました。業態別店舗数は「日高屋」（来軒軒含む）が405店舗、「焼鳥日高」（大衆酒場日高含む）が27店舗、その他業態が8店舗となりました。12月には新たな商圏となる群馬県に進出したことで、関東地方の1都6県で店舗展開を進めています。従来の駅前繁華街への出店に加えて、郊外ロードサイド、乗降客が比較的少ない駅前への出店を行っております。

既存店につきましては、キャッシュレス決済、ポイントサービスを拡充、テイクアウト・デリバリーサービスを継続し、お客様の多様なご要望に対応してまいりました。タッチパネル式オーダーシステムへの切り替えを進めることでお客様の利便性を高めるとともに、一部の店舗では配膳ロボットを導入するなど、店舗オペレーションの見直し・改善も継続的に行うことで生産性向上にも努めております。また、コロナ禍によって短縮していた営業時間を適宜延長しております。

新たな取り組みとして、5月に行田工場の敷地内で開始した自動販売機による冷凍食材の販売は順調に推移しており、8店舗の敷地内にも設置し、販売しております。自動販売機は24時間稼働し、店舗の営業時間外もご利用いただけます。

商品面では、継続的に季節限定商品や新商品を投入するとともに、当社初となるカップ麺の監修を行い、4月から6月にかけて日高屋店頭のほか、量販店でも販売され、多くのお客様に訴求することができました。

食材価格、人件費、光熱費などのコスト上昇を受けて、8月26日より「日高屋」業態で商品価格を改定いたしました。「中華そば」の価格は税込み390円で据え置き、その他の商品は概ね5%程度の値上げを行いました。同時にグランドメニューを変更したことで、価格改定後もご来店客数は増加し、お客様のご利用単価も上昇して、売上高も順調に増加しております。

2023年2月には、お蔭様で創業50周年を迎えることができました。今後も品質・サービスのより一層の向上に取り組んでまいります。

売上高につきましては、繰り返される感染症拡大の影響があったものの、経済・社会活動の維持に対策がシフトされたことから総じて回復傾向にあり、通期累計の全店売上高前年同期比率は144.6%となりました。

生産、原価面につきましては、ラード、小麦粉、豚肉等の各種食材購入価格上昇もあり、原価率は28.1%（前期は27.6%）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、フレンド社員の増員・時給アップに伴う人件費の増加、光熱費、消耗品、ステンレス価格高騰に伴う厨房設備などのコスト上昇が続いた一方で、増収効果と店舗運営の効率化・生産性の向上により、対売上高比率は70.3%（前期は85.7%）となりました。

営業外収益には、2023年2月末までに受領した時短営業協力金収入12億63百万円、雇用調整助成金4億80百万円を計上しました。

この結果、2023年2月期の売上高は381億68百万円（前期比44.6%増）、営業利益は6億15百万円（前年同期営業損失35億23百万円）、経常利益24億70百万円（前期比4.5%減）、当期純利益は15億19百万円（前期比3.8%減）となりました。

なお、飲食店チェーン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 設備投資の状況

当期中における設備投資につきましては、当期中に新規開設した15店舗の差入保証金及び内装設備工事費用、既存店の改装費用などにより総額14億5百万円となりました。その内訳は、次期開設店舗分も含めた新規出店7億74百万円、改装費用など6億30百万円であります。

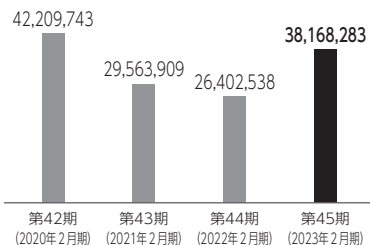
③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

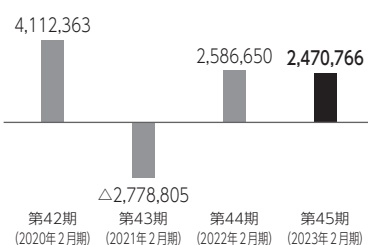
売上高

(単位：千円)



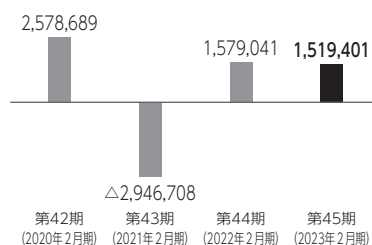
経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



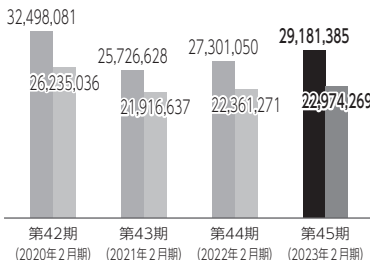
当期純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



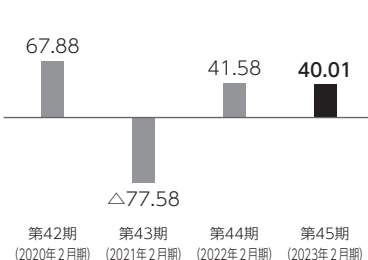
総資産/純資産

(単位：千円)



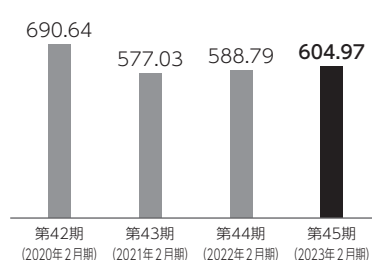
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区分		第42期 (2020年2月期)	第43期 (2021年2月期)	第44期 (2022年2月期)	第45期 (2023年2月期)
売上高	(千円)	42,209,743	29,563,909	26,402,538	38,168,283
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	4,112,363	△2,778,805	2,586,650	2,470,766
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	2,578,689	△2,946,708	1,579,041	1,519,401
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	67.88	△77.58	41.58	40.01
総資産	(千円)	32,498,081	25,726,628	27,301,050	29,181,385
純資産	(千円)	26,235,036	21,916,637	22,361,271	22,974,269
1株当たり純資産額	(円)	690.64	577.03	588.79	604.97

(注) 2019年3月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

今期においても、前期に続き新型コロナウイルス感染症の繰り返される感染拡大の影響により、多くの制約がある中での業務運営となりました。

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の他にも、少子高齢化・人口減少、業種業態を超えた競争の激化や、原材料価格・物流費等の高騰によるコストの上昇が続き、外食産業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の中ではありますが、首都圏は更なる成長が見込める国内最大の消費マーケットであると考えており、引き続き首都圏600店舗体制を目指し、以下の課題に取り組み、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

① 新型コロナウイルス感染症対策

店舗でのアルコール消毒液の設置、間仕切りを設ける等の対策を継続し、タッチパネル式オーダーシステムの拡大を行い、お客様と店舗スタッフの安心安全を第一に営業を行ってまいります。

② 売上増加施策・出店

今後も、テイクアウトやデリバリー等を推進し、新しい生活様式においてもご満足いただけるお店づくりに努めます。

出店におきましては、従来からの駅前繁華街への出店を進めるとともに、ロードサイドへの出店とスクラップアンドビルドも積極的に行います。

③ 就労環境の改善

配膳ロボットの導入と、タッチパネル式オーダーシステムを導入し店舗従業員の就労環境改善に努めます。このことは店舗業務の効率化・コスト削減にもつながります。

また、有給休暇取得の推進やインターバル時間の確保に努めます。

④ コーポレートガバナンスコード

第45回定時株主総会における承認を条件として監査等委員会設置会社に移行予定です。取締役会における監督機能を強化し、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図ることと経営に関する意思決定の迅速化により更なる企業価値向上を図ることを目的としております。

⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

テイクアウト・デリバリー用容器の原材料に、バイオマス原料を使用し環境負荷に配慮した取り組みを行っております。また、セントラルキッチンにおいては野菜くずを資源循環工場で肥料化し環境にやさしい工場を目指しております。なお、環境・社会・ガバナンスへの取り組みをより一層強化するため、サステナビリティ委員会を新設いたしました。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社は、東京都、埼玉県を中心に、神奈川県、千葉県、栃木県、茨城県、群馬県において、「日高屋」「焼鳥日高」を主体に直営で440店舗展開しており、これらの店舗において提供する料理の品質向上と均一化を図るため、自社工場で麺、スープ、餃子等を開発、製造しております。

(5) 主要な営業所及び工場 (2023年2月28日現在)

店舗

地 域	店 舗 数
東 京 都	207店舗
埼 玉 県	107
神 奈 川 県	68
千 葉 県	52
茨 城 県	4
栃 木 県	1
群 馬 県	1
合 計	440

工場 行田工場 埼玉県行田市

当期において開設した店舗は以下のとおりであります。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 草加新田西口店 | 9. 浜松町北口店 |
| 2. 東金堀上店 | 10. エキア新柏東口店 |
| 3. 屋台料理 台南 大宮門街店 | 11. ウィングキッチン金沢八景店 |
| 4. 新小岩北口店 | 12. 牛久西口店 |
| 5. ふじみ野西口店 | 13. イーサイト高崎店 |
| 6. 大宮三橋6丁目店 | 14. 方南町駅前店 |
| 7. 一橋学園北口店 | 15. 雑色駅前店 |
| 8. 北越谷ファイン店 | |

※店舗名のみは「日高屋」であります。

(6) **使用人の状況** (2023年2月28日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
853名	5名増	36歳1ヶ月	9年8ヶ月

(注) 上記使用人のほか、2023年2月28日現在で8,628名の使用人（パート、アルバイト）を雇用しております。

(7) **主要な借入先の状況** (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,880,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,147,116株
 (3) 株主数 23,560名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
神田正	5,556,833株	14.63%
神田賢一	3,018,187	7.95
ビーエヌワイエムアズエージークライ アンツノントリーテイージャスデツク	2,779,899	7.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,645,700	6.97
高橋均	1,560,683	4.11
麒麟麦酒株式会社	1,104,665	2.91
町田功	1,019,043	2.68
昭和産業株式会社	658,900	1.74
株式会社武蔵野銀行	647,060	1.70
株式会社みずほ銀行	643,777	1.70

（注）持株比率は自己株式（171,352株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員会長	神田 正	
代表取締役執行役員社長	青野 敬成	
取締役常務執行役員	有田 明	営業部長
取締役常務執行役員	吉田 信行	行田工場長
取締役執行役員	加瀬 博之	営業部長
取締役	赤地 文夫	
取締役	長田 正	(株)アリス代表取締役社長
取締役	石田 徹	(株)アイ・アール・テイルクションズ代表取締役社長
監査役(常勤)	芳本 充博	
監査役	渋谷 道夫	神奈川中央交通(株)社外取締役(監査等委員) 三優監査法人独立第三者委員
監査役	小山 茂和	

- (注) 1. 取締役の赤地文夫氏、長田正氏及び石田徹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の渋谷道夫氏及び小山茂和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の渋谷道夫氏は公認会計士であり、監査役の小山茂和氏は金融機関等における長年の職務経験があり、それぞれ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役の赤地文夫氏、長田正氏及び石田徹氏並びに監査役の渋谷道夫氏及び小山茂和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
高橋 均	2022年5月26日	任期満了	代表取締役執行役員社長
島 需一	2022年5月26日	任期満了	取締役常務執行役員
淵上 龍俊	2022年5月26日	任期満了	取締役執行役員

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、一事業年度における取締役の報酬額については、固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）、変動枠としては当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円、下限マイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

（取締役）

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、報酬等の総額に関しては株主総会、個別の報酬等の額の算定方法に関しては取締役会、個別の報酬等の額に関しては取締役会から一任された代表取締役会長であります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定枠報酬と、会社業績に応じて支給する変動枠報酬で構成されております。

固定枠報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位及び業績を考慮した報酬としております。

変動枠の算定方法としては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円、下限はマイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）としており、これらの金額を固定枠部分の報酬額比例によって各取締役への個別支給額としております。

当期純利益を変動枠算定の指標として選択した理由は、当社において重要な経営指標として認識しているためであります。

社外取締役ににつきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役執行役員会長神田正氏が決定しており、2022年5月26日開催の取締役会にて代表取締役会長への一任を決議しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うのに適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査役)

監査役の報酬等の額は月額報酬としております。月額報酬については、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

なお、監査役につきましては、独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動 報 酬
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (3)	139百万円 (9)	114百万円 (9)	25百万円 (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	18 (7)	18 (7)	— (—)
合 計 (うち社外役員)	14 (5)	157 (17)	132 (17)	25 (—)

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬等の額には変動枠報酬として25百万円が含まれております。なお、当事業年度における当期純利益は1,519百万円であります。上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。
2. 上記のほか、第44期に係る役員賞与30百万円を取締役の報酬の変動枠(社外取締役は対象外)として当事業年度において支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役長田正氏は、株式会社アリス代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社アリスとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役石田徹氏は、株式会社アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社アイ・アール・ディレクションズとの間には特別の関係はありません。
- ・監査役渋谷道夫氏は、神奈川中央交通株式会社社外取締役(監査等委員)、三優監査法人独立第三者委員であります。なお、当社と神奈川中央交通株式会社及び三優監査法人との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	赤 地 文 夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言を行っております。
取 締 役	長 田 正	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。新聞社での記者、支局長、編集委員等の経歴を活かした幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言を行っております。
取 締 役	石 田 徹	2022年5月26日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言を行っております。

区 分	氏 名	活 動 状 況
監 査 役	渋 谷 道 夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士としての経験を活かして業務執行の妥当性・適法性監査の観点から発言を行っております。
監 査 役	小 山 茂 和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。金融機関等での見識を活かして大局的かつ客観的な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び、当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回あります。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。

(6) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の役員であり、全ての被保険者について、当該保険契約の保険料を、当社が全額負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) **名称** EY新日本有限責任監査法人

(2) **報酬等の額**

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役は当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「企業倫理綱領」を定め、全役職員の活動規範を明確にするとともに、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織として「CSR委員会」を設置して、日常的に啓蒙、研修等を通じて法令・定款及び社会規範の遵守を全役職員に徹底する。
- ② 当社は、役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営する。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ③ 当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、これを排除する。このため、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力と不当要求事案等への対決姿勢を明記し全役職員に徹底するとともに、当該事態が発生した場合には総務部を対応統括部署として、警察等外部専門機関とも連携を図りこれに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書または電磁的媒体により記録し、適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取り組む。
- ② 有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、社外取締役の任用及び執行役員制度の導入により、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務の執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化する。また、取締役の任期を1年とし、併せて業績連動報酬を取り入れて経営責任の明確化を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款並びに取締役会規程に基づいた付議事項を審議、決定する。また、取締役会で選任された執行役員は、職務分掌、職務権限等組織運営規程に従って、効率的・効果的な業務の執行を行う。

(5) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社単独での事業活動を行っており該当事項はありません。

(6) 監査役の職務を補助すべき者を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき者として、監査役会の求めに応じ監査役補助者を置く。監査役補助者は、取締役及び業務執行者からは独立し、監査役の指示に従い監査役の補助のみを行う。

(7) 監査役を補助すべき者の取締役からの独立性に関する事項

監査役から委嘱を受けて、監査役の職務を補助すべき者を配置する場合には、その任命及び任命後の人事異動、報酬・評価、懲戒処分について、監査役会の同意を得るものとする。

取締役は監査役の職務を補助すべき者に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、法令の規定事項のほか、各監査役の要請に応じて以下をはじめとする主要な報告及び情報の提供を行うこととする。

- ・内部統制のシステム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、当該事実に関する事項
- ・内部監査部門の監査状況、社内外の通報制度の運用及び通報内容、CSR委員会並びにリスク管理委員会の活動状況に関する事項
- ・当社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容

監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査体制の実効性を高めるため、CSR担当役員、内部監査室長並びに監査役を委員とする「監査体制検討委員会」を設置する。
- ② 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図る。
- ④ 監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する場合の費用についても請求し、その場合は、速やかに処理する。

(10) 財務報告に関わる内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、財務報告に関わる内部統制を整備し、これを運用する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織としての「CSR委員会」で当社のコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を実施しています。役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営しております。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない旨を規定しております。

(3) リスク管理について

「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取り組んでおります。有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備しております。

(4) 監査役について

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・従業員へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としては、コーポレートガバナンスを確立し、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の増大に資する者が望ましいと考えており、このため

- ① 法令・社会規範を遵守し、客観性と透明性を確保する経営体制の構築
- ② 経営資源の有効活用による業績の継続的な向上と適正な利益還元
- ③ 顧客・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーとの相互信頼に基づく共存共栄を経営の基本方針として、企業価値並びに株主共同の利益の増大に取り組んでまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み等について

当社は、基本方針の実現に向けて以下のとおり努めております。

① 企業価値向上への取組みについて

当社は、創業以来「駅前の屋台」を基本コンセプトとして、国民食といわれるラーメンを主体とする大衆中華を、低価格かつ高水準の品質とサービスで提供するべく直営店方式にこだわって展開してまいりました。また、立地戦略においては駅前一等地に注力する一方、主要食材であるラーメン、餃子、スープ等については自社工場で製造し、品質の維持向上とコストの低減を図ってまいりました。そしてまた、経営理念・ビジョンを共有した経営者と従業員との深い信頼に基づいた一体運営をベースにおくとともに、取引先とも親密な取引・協力関係を築いてまいりました。このような事業活動のもとで、お客様のご支持をいただき、現在順調な拡大を続けており、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

② 大規模買付け提案への考え方について

当社は現在、大規模買付け者が出現した場合の特別な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を定めてはおりません。しかしながら、企業価値の増大並びに株主共同の利益を毀損しないためにも当社の株式移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様には長期的に安定した配当を実施するとともに、新規出店など今後の設備投資あるいは不慮の事業リスクに備えるため、一定の内部留保を確保し、財務基盤を強化することを基本方針としております。

この基本方針のもと、業績向上に応じて増配や株式分割等の利益還元策を積極的に行っていく方針であります。

配当性向については今後の新規出店などの設備投資を考慮して決定しております。

当期の配当につきましては、2022年11月7日に中間配当として1株当たり12円を実施しております。また、期末配当は、2023年4月20日開催の取締役会で1株当たり12円と決定しており、2023年5月25日が効力発生日となります。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,293,149	流 動 負 債	4,644,649
現金及び預金	10,277,386	買掛金	962,204
売上預け金	133,294	未払金	707,401
売掛金	1,121,348	未払費用	1,135,372
店舗食材料	196,425	未払法人税等	326,791
材料及び貯蔵品	41,754	未払消費税	920,322
前払費用	398,931	預り金	82,037
その他	124,009	前受収益	6,438
固 定 資 産	16,888,235	賞与引当金	380,942
有形固定資産	8,579,903	資産除去債務	14,584
建物	6,222,309	その他	108,553
構築物	25,338	固 定 負 債	1,562,465
機械及び装置	370,465	長期未払金	213,240
車両運搬具	2,491	長期預り保証金	68,933
工具、器具及び備品	516,143	資産除去債務	1,280,292
土地	1,394,502	負 債 合 計	6,207,115
建設仮勘定	48,652	純 資 産 の 部	
無形固定資産	237,703	株主資本	22,942,444
商標	1,426	資本金	1,625,363
ソフトウェア	223,988	資本剰余金	1,701,684
電話加入権	10,275	資本準備金	1,701,680
その他	2,013	その他資本剰余金	4
投資その他の資産	8,070,628	利 益 剰 余 金	19,784,874
投資有価証券	103,418	利益準備金	38,663
出資	998	その他利益剰余金	19,746,211
長期前払費用	258,090	別途積立金	14,194,445
敷金及び保証金	4,371,154	繰越利益剰余金	5,551,766
保険積立金	673,172	自 己 株 式	△169,477
長期性預金	2,000,000	評価・換算差額等	31,825
店舗賃借仮勘定	13,631	その他有価証券評価差額金	31,825
繰延税金資産	646,324	純 資 産 合 計	22,974,269
繰倒引当金	29,327	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,181,385
その他	△25,489		
資 産 合 計	29,181,385		

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		38,168,283
売上原価		10,715,232
売上総利益		27,453,051
販売費及び一般管理費		26,837,343
営業利益		615,707
営業外収益		
受取利息	123	
受取配当金	3,277	
受取手数料	1,639	
受取貸付料	5,017	
協賛金収入	3,900	
協力金収入	1,263,562	
雇用調整助成金	480,304	
雑収入	153,761	1,911,586
営業外費用		
固定資産除却損	46,429	
雑損	10,098	56,527
経常利益		2,470,766
特別利益		
固定資産売却益	192	192
特別損失		
減損損失	158,116	
固定資産売却損	1,114	159,231
税引前当期純利益		2,311,726
法人税、住民税及び事業税	439,402	
法人税等調整額	352,922	792,325
当期純利益		1,519,401

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本									自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	4,943,829	19,176,937	△163,950	22,340,034	
当期変動額											
剰余金の配当							△911,464	△911,464		△911,464	
当期純利益							1,519,401	1,519,401		1,519,401	
自己株式の取得									△5,527	△5,527	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	607,937	607,937	△5,527	602,410	
当期末残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	5,551,766	19,784,874	△169,477	22,942,444	

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	21,236	21,236	22,361,271
当期変動額			
剰余金の配当			△911,464
当期純利益			1,519,401
自己株式の取得			△5,527
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	10,588	10,588	10,588
当期変動額合計	10,588	10,588	612,998
当期末残高	31,825	31,825	22,974,269

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 ・市場価格のない株式等 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 以外のもの
 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 ・店舗食材（生産品） 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 （購入品） 月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 ・原材料 月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 ・貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 店舗建物 10年～20年
 工場建物 38年
 機械及び装置 1年～16年
 工具、器具及び備品 1年～20年
- ② 無形固定資産
 ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 均等償却を実施しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、料理及び飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しており、顧客に飲食を提供した時点において、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、提携している外部ポイントプログラムを使用し、売上時に顧客へポイントを付与した際は、そのポイント付与分を控除した額で収益を認識しております。

対価は、顧客が選択された決済手段に従って、履行義務充足と同時に又はクレジット会社等が別途定める支払い条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、提携している外部ポイントプログラムを使用し、売上時に顧客へ付与するポイントは、従来、販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の売上高は81百万円減少し、販売費及び一般管理費は81百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、これによる、計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「雇用調整助成金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 店舗固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
店舗固定資産	5,784,714千円	158,116千円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ.算出方法

当社では、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候が認められる店舗について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは事業計画に基づいて算定しております。

ロ.主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、来店客数の見通しであります。来店客数については、人流や個人消費の抑制が解消された状態が今後も一定程度継続するものと想定して算定しております。

ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である来店客数の見通しは見積りの不確実性が存在するため、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う外食意欲の減退などにより店舗の業績が悪化した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、減損損失を認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）646,324千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は828,100千円であります。）

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ.算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画に基づいて算定しております。

ロ.主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、来店客数の見通しであります。来店客数については、人流や個人消費の抑制が解消された状態が今後も一定程度継続するものと想定して算定しております。

ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である来店客数の見通しは見積りの不確実性が存在するため、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う外食意欲の減退などにより店舗の業績が悪化した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産

11,969,433千円

(2) 圧縮記帳

固定資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は次のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

建物

1,532千円

計

1,532千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	38,147,116株	一株	一株	38,147,116株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	168,541株	2,811株	一株	171,352株

(注) 自己株式の当事業年度の株式数の増加2,811株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年4月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 455,742千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月27日

ロ. 2022年10月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 455,722千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2022年8月31日
- ・効力発生日 2022年11月7日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2023年4月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 455,709千円 |
| ・1株当たり配当額 | 12円 |
| ・基準日 | 2023年2月28日 |
| ・効力発生日 | 2023年5月25日 |
| ・配当原資 | 利益剰余金 |
- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	116,301千円
未払事業税等	46,373千円
減損損失	242,683千円
減価償却超過額	18,488千円
資産除去債務	395,325千円
未払役員退職慰労金	65,102千円
繰越欠損金	308,166千円
その他	75,325千円
繰延税金資産小計	1,267,767千円
評価性引当額	△439,667千円
繰延税金資産合計	828,100千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△167,789千円
その他有価証券評価差額金	△13,986千円
繰延税金負債合計	△181,775千円
繰延税金資産の純額	646,324千円

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い預金等で運用し、また資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。またデリバティブ取引等、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係等の円滑化を保有目的とする株式等であり、上場株式及び債券は、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入の相手先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券、敷金及び保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証すると共に、相手先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に時価や財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成、更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	100,918	100,918	—
敷金及び保証金	4,371,154	4,031,529	△339,624
長期性預金	2,000,000	1,999,999	0

(注1) 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券非上場株式	2,500

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	100,918	—	—	100,918

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	4,031,529	—	4,031,529
長期性預金	—	1,999,999	—	1,999,999

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期性預金

長期性預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
東京都	18,705,018
埼玉県	8,637,763
神奈川県	6,121,487
千葉県	4,313,966
茨城県	244,565
栃木県	115,447
群馬県	30,037
顧客との契約から生じる収益	38,168,283
その他の収益	—
外部顧客への売上高	38,168,283

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の当事業年度の期首残高及び期末残高はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 604円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円1銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年4月19日

株式会社ハイデイ日高
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甘 樂 眞 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイデイ日高の2022年3月1日から2023年2月28日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月20日

株式会社ハイデイ日高 監査役会

常勤監査役	芳 本 充 博 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	渋 谷 道 夫 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	小 山 茂 和 ⑩

以 上

第45回定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)TEL 048-647-3300
最寄駅 JR大宮駅(西口より徒歩5分)



<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。